

特定不妊治療費の一部を助成します

むつ市では、子どもを産み育てたいと願いつつ、不妊に悩み治療を受けている方々に対し、特定不妊治療費の一部を助成しています。

助成対象者

次の(1)~(4)すべてに該当する方

- (1) 令和4年3月31日以前に治療を開始していること
- (2) 青森県特定不妊治療費補助金の交付決定を受けていること
- (3) 夫婦または夫婦の一方がむつ市に住所を有し、居住の実態があること
- (4) 夫婦ともに市税等を滞納していないこと

※ 助成の対象となる治療について、むつ市以外の地方公共団体（青森県を除く）から助成金やその他の給付を受けている場合は、助成を受けることができません。

助成対象となる治療

1. 体外受精
2. 顕微授精
3. 凍結胚移植
4. 男性不妊治療



助成額

1回の治療につき、治療に要した費用から「青森県特定不妊治療費助成事業」により受けた助成額を引いた額（上限5万円）

例えば…

初回の治療費が	40万円の場合
（青森県からの助成）	30万円
（むつ市からの助成）	5万円
（自己負担額）	5万円

申請方法

【申請場所】

むつ市 子どもみらい部子育て支援課

【申請期限】

青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けた日の属する月の翌月の初日から30日以内に申請してください。

【申請時に必要なもの】

- ① むつ市特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書兼承諾書（様式第2号）
- ③ 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付決定・確定通知書の写し
- ④ 振込口座の通帳の写し（同一年度内に一度提出すれば省略可）
- ⑤ 市税等の滞納がないことを証明する書類（むつ市以外に住所がある場合）

【問い合わせ先】

むつ市子どもみらい部子育て支援課
Tel 0175-22-1111